

令和4年度4月1日に厚生労働省より助成金の情報が発表されました。  
おすすめの助成金をまとめましたのでご紹介いたします。

## 1. キャリアアップ助成金（正社員化コース）

<概要>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

<対象>

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換、または直接雇用した場合に助成されます。

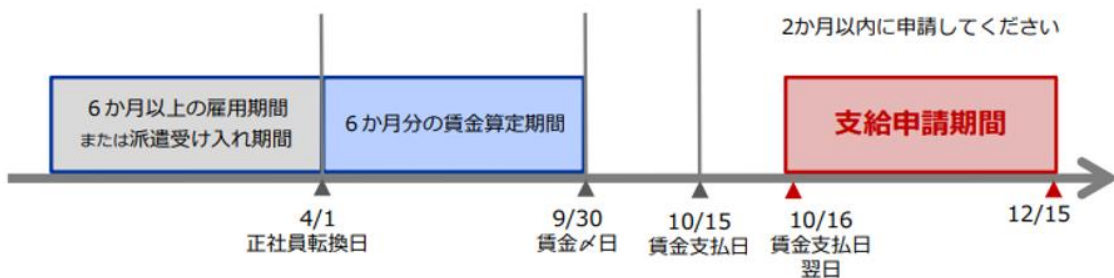
<支給額>

- (1) 有期 → 正規：1人当たり 57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>）
  - (2) 無期 → 正規：1人当たり 28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
- ※（1）（2）を合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで  
※< >は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は大企業の額

<期限>

転換後6か月分の給与を支払った翌日から起算して2か月以内に申請

（例）賃金締切日が月末で翌月15日払いの企業の場合



## 2. 両立支援等助成金（育児休業等支援コース／出生時両立支援コース）

育児休業等支援コース

<概要>

育休取得と職場復帰、育休取得時の代替要員確保、職場復帰後支援といったさまざまな支援を行った企業に対して助成する制度です。

<対象>

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組（画像参照）を行った中小事業主に支給されます。

<支給額>

①育休取得時	28.5万円<36万円>	※①②各2回まで (無期雇用者・有期雇用者 各1回)
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	
③業務代替支援 (1人あたり) ※10人まで	ア 新規雇用(派遣を含む) ※47.5万円<60万円> イ 手当支給等 ※10万円<12万円> ※有期労働者加算9.5万円<12万円>	
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

※支給額< >内は生産性要件を満たした場合の支給額

出生時両立支援コース

<概要>

「両立支援等助成金 出生時両立支援コース」は、男性労働者の育児休業を促進する目的で作られた制度です。

男性労働者に育児休業・育児目的休暇を取得させた事業主に助成金が支払われます。

<対象>

【第1種】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小事業主

(代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用(派遣を含む)した場合)

【第2種】

第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合で、育児休業を取得した男性労働者が第1種申請となる労働者の他に2名以上いること。

<支給額>

第1種	育児休業取得	20万円
	代替要員加算	20万円(3人以上45万円)
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1年以内達成:60万円<75万円> 2年以内達成:40万円<65万円> 3年以内達成:20万円<35万円>

※支給額< >内は生産性要件を満たした場合の支給額

<期限>

育休取得状況などによって申請時期が異なります。

### 3. 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

<概要>

生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

<対象>

- （1）労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- （2）交付申請時点で、「成果目標」1から4の設定に向けた条件を満たしていること。
- （3）全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

<支給額>

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

・成果目標達成時の上限額：100万円

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

<期限>

2022年11月30日（水）まで

なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合があります。

### 4. 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

<概要>

65歳以上への定年引上げ等の取組みを実施した事業主に対して助成するものであり、高年齢者の就労機会の確保および希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。

<対象>

労働協約または就業規則により条件（添付資料参照）を満たす新しい制度を令和4年4月1日以降に実施し、就業規則を労働基準監督署へ届出した事業主等

<支給額>

【 A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定め廃止】

60歳以上 被保険者数	措置内容	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定め 廃止
			<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人		15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人		20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人		25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上		30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 【 D. 他社による継続雇用制度の導入※】

60歳以上 被保険者数	措置内容	66～69歳	70歳以上
1～3人		15万円	30万円
4～6人		25万円	50万円
7～9人		40万円	80万円
10人以上		60万円	100万円

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

※ 上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

※A～D のいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢（D の場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様）が70歳未満である場合に支給します。

<期限>

A～D の措置の実施日の属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日  
 ※令和4年度より申請受付期間の考え方が変わっております。

各種助成金のご相談、または自社は申請要件を満たしているか？など  
 気になる事がございましたら担当者までお気軽にご相談ください。